

# 清川流域協議会会則

## (名称)

第1条 この会は、長野県河川流域協議会設置要綱に基づき設置する「清川流域協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

## (目的)

第2条 協議会は、清川流域について、治水・利水対策等の実現に向け、住民と行政がともに考えていくことを目的とする。

## (活動内容)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、次の号に掲げる活動を行う。

(1) 長野県が策定する治水・利水計画に関する提言

(2) 長野県が行う治水・利水に関する事業等に対する協力・フォローアップ

(3) その他、協議会において必要と認める事項

2 前項の治水・利水計画の提言にあたっては、現行の制度や技術的問題についても、協議会で十分協議し、実現性のある提案を行っていくものとする。

## (構成)

第4条 協議会は、長野県河川流域協議会設置要綱により募集された住民からなる会員及び関係行政機関の職員(北信地方事務所長、飯山建設事務所長、飯山市長等)で構成する。会員と関係行政機関の職員を清川流域協議会構成員(以下「構成員」という。)と称する。

2 前項に掲げる者のほか、協議会が必要とするアドバイザー(学識経験者等)が参加することができる。

## (座長・座長代理)

第5条 協議会に座長及び座長代理をおく。

2 座長は会員の互選により選出する。

座長代理は座長が指名した者とする。

## (座長の職務)

第6条 座長は会務を総括する。なお、座長に事故がある時には、座長代理がその職務を代行する。

## (会議の開催)

第7条 会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

2 会議は、原則として公開とする。

( 構成員の参加心得 )

第 8 条 構成員は、次の各号に掲げる内容を遵守し、会議等に参加するものとする。

- ( 1 ) 協議会を構成する全員が平等な立場にあり、自由な発言を行う。
- ( 2 ) お互いの発言を尊重し、発言に対して頭から否定することをしない。
- ( 3 ) 相手の意見、立場を理解しながら積極的且つ建設的な発言を行う。
- ( 4 ) 清川は地域の共有財産であることを忘れず、私利私欲のための発言は行わない。

2 前条の趣旨に基づき、会議の円滑な運営に努める。また、構成員相互の連携により、会議の企画、運営を行うものとする。

( 任期 )

第 9 条 会員の任期は定めないこととし、協議会への入会及び脱会は随時とする。

2 互選された座長の任期は、2 年とし再選を妨げない。

( 議決 )

第 10 条 協議会の議事は議決をもって決定する必要がある場合、出席会員の過半数をもって決する。なお、可否同数のときは、座長がこれを決する。

( 事務局 )

第 11 条 協議会の事務局は、長野県飯山建設事務所に置く。

2 事務局が行う業務の内容は、次のとおりとする。

( 1 ) 会員の募集

( 2 ) 協議会の運営補助 ( 開催通知、会場準備等 )

( 3 ) 協議会で必要な資料のとりまとめ

( 4 ) 会議録の作成

( 5 ) アドバイザーの手配

( 6 ) その他協議会で必要とされた事項

( 規約の改正 )

第 12 条 この規約を改正する必要があると認めるときは、出席会員の 2 / 3 以上の同意を得て、これを行うことができる。

( 雑則 )

第 13 条 この会則に定めるものの他、必要事項については、その都度会議で定める。

附則

この会則は、平成 16 年 3 月 24 日より施行する。